


環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年 1月 16日

オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名¹			
滋賀・びわ湖クレジット創造プロジェクト「木下カンセーと油藤商事共同によるバイオディーゼル(B100)代替え事業」			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	(カブシキガイシャキノシタカンセー) 株式会社木下カンセー		
住所	京都府宇治市広野町西裏 100-67		
代表者氏名	木下 昌秀	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	阿江 暁	担当者 所属部署・役職	営業本部本部長
担当者 E-mail	ae@kansei.co.jp	担当者電話番号	077-543-2663
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社木下カンセー		
プロジェクト参加者名	油藤商事株式会社、株式会社江洲石油、 株式会社 e-プランニング		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名(フリガナ)	株式会社 e-プランニング		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社日本スマートエナジー		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>(株)木下カンセーは、営業車両であるゴミ収集車(塵芥車)の化石燃料(軽油)をバイオディーゼル燃料(B100)に代替えることでCO2を削減する。又、本事業により取得したクレジットは、廃油回収先である大型商業施設へ提供し、エネルギーの“地産地消”を目指す予定である。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>条件 1：廃食用油は、大型商業施設からでたエネルギー利用されない国内で発生した植物性の廃食用油である。</p> <p>条件 2：BDF 精製方式は、メタノールを用いたエステル交換方式である。</p> <p>条件 3：本事業により BDF へ代替される車両は、軽油を燃料としていた。</p> <p>条件 4：プロジェクトに利用する BDF 燃料は、国土交通省が策定したガイドラインに引用されている「(全国バイオディーゼル燃料利用推進) 協議会強制規格」を満たしている。</p> <p>条件 5：対象車両は、「道路運送車両法」に規定される公道を走行する車両であり、車両(計 4 台)は特定可能であり、車検済みである。</p> <p>条件 6：市民等による利用はない。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>関連する法令は遵守している。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法)</p> <p>【採用技術】</p> <p>BDF 精製機器 2 台(エルフ A3-100LS)を用い、廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製する。廃油回収用として回収車両 2 台(1.5 トン)を使用している。プロジェクト対象車両は、ゴミ収集で使用する塵芥車で計 4 台{2010 年 10 月より 2 台(車番 6155・9984)が先行導入され、2011 年 4 月より 2 台増車(車番 4675・726)}である。</p> <p>【モニタリング方法】</p> <p>ベースライン排出量：廃食用油を原料とした BDF 原料が利用されず、これまでと同じ化石燃料(軽油)の使用を想定している。本 PJ の BDF 使用量は精度管理された計量器を使用したパターン A-1(購買伝票)で把握する。</p> <p>プロジェクト排出量：電力はパターン A-1(購買伝票)、メタノールはパターン A-1(購買伝票)を元に、BDF 使用量/(総 BDF 製造量-自家消費分)で按分し、パターン C により算定する。廃食用油の回収に使用する軽油および BDF 運搬に使用する軽油については、走行距離をもとに算定する。</p>

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	<p>上記のように方法論・モニタリング方法ガイドラインに準拠してプラン策定、実施する。</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論 E004 にすべて準拠している。</p> <p>【モニタリング体制】 BDF 使用量に係わるモニタリングポイントは、プロジェクト事業者である木下カンセーがモニタリングを担当し、廃食用油の収集および運搬、BDF の製造に関するモニタリングポイントは、プロジェクト参加者である油藤商事がモニタリングを担当する。上記体制を構築し、各々社内の役職者が担当する。データの取り纏めや承認は本事業の中心者である営業本部本部長および専務取締役が兼任する。又、モニタリング・データ承認・取り纏め者とは重複しない代表取締役による内部監査を実施する。</p> <p>【QA / QC 体制】 油藤商事ではエコアクション 21、木下カンセーでは ISO の環境マネジメント・システムを基に、「教育訓練」「情報の保管」「データの確認」や「BDF 取扱いの原則」「業務の流れ」「情報の保管」等各項目にて品質保証・管理を実施し、又、「内部監査」についても年 2 回（木下カンセーは年 1 回）のチェックを実施する。</p>						
プロジェクト実施場所	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>(株)木下カンセー： 【大津営業所】滋賀県大津市大萱 1 丁目 17-20 松田ビル 4F 【車庫】滋賀県草津市岡本町里ノ内 601 油藤商事(株)：【BDF 精製所】滋賀県犬上郡豊郷町高野瀬 645 (株)江洲石油：【給油所】滋賀県大津市月輪 1 丁目 9 - 21 使用場所：B D F 使用車輛の営業ルート（大津市・草津市・栗東市内全域） 廃食用油回収先： イオンモール草津 滋賀県草津市新浜町 300 番地 フォレオ大津一里山 滋賀県大津市一里山 7 丁目 1 番 1 号</p>						
<方法論 R001・R002・R003 のみ>							
プロジェクト対象面積							
プロジェクト期間	2010 年 10 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日(2 年 6 ヶ月)						
クレジット期間	2010 年 10 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日						
プロジェクト計画開始 届提出日	2011 年 11 月 7 日						
妥当性確認終了日	2012 年 1 月 13 日						
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2			6	52	52	110

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VÉR)制度モニタリング方法ガイドライン (排出削減プロジェクト用) ver. 3.0	
適用方法論	方法論番号	No.E004 ver. 6.1
	方法論名称	廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用
ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止 の措置を講ずる事業 者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印

<p>ダブルカウントの防止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 <input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 20px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 20px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 <input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
-----------------------	--

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上